

下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査特別委員会会議録

令和5年12月19日 午後1時49分 開 会

出席委員

委員長	岡崎	勉
副委員長	設楽	健夫
委員	矢口	龍人
委員	佐藤	文雄
委員	来栖	丈治
委員	小倉	博生
委員	久松	公生
委員	櫻井	健一
委員	鈴木	貞行
委員	服部	栄一
委員	鈴木	更司
委員	塚本	直樹
委員	井出	有史

欠席委員

委員	石澤	正広
----	----	----

出席説明者

教育部長	坂本	重男
学校教育課長	仲澤	勤

出席書記名

議会事務局	係長	折本	尚充
	主幹	川原	場智

議 事 日 程

令和5年12月19日（火曜日）午後1時49分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査
・市執行部からの経過説明について
3. 閉 会

開 会 午後1時49分

○岡崎 勉委員長

午前中に引き続き大変ご苦労さまです。委員の皆様には大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は13名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。それでは、ただいまから下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査特別委員会を開きます。ここで傍聴の申出がございますので、申出のとおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、傍聴を許可します。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 1時49分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時51分]

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受付の際にお渡しいたしました傍聴証の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本尚充君、同じく川原場智君、以上2名を指名いたします。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

本日の日程は会議次第のとおりであります。

なお、会議資料につきましてはタブレット端末で御覧になれますので、御覧くださいようお願い申し上げます。

初めに下稲吉中学校屋内運動場新築工事において必要性が疑問視される1200万円もの工事の追加が事後報告されるに至った経緯について、工事の計画段階から土地の取得、設計、施工など現在までの一連の経過を踏まえて教育委員会から説明を求めます。

○教育部長（坂本重男君）

教育委員会、坂本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る整備の経過についてご説明をさせていただきます。

下稲吉中学校屋内運動場新築工事につきましては、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の3本

の工事としてそれぞれ令和4年8月10日から令和5年12月28日の工期で進めておりますが、12月12日の市議会全員協議会で説明をさせていただきましたとおり、建築工事に係る変更内容等を照査する必要があるとの判断から、工期を約1か月延長し、令和6年1月31日に変更をさせていただいたところでございます。

本日は本工事に係る用地取得から現在までの経過等について学校教育課、仲澤課長からご説明をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る整備の経過についてご説明をさせていただきます。初めに資料の1でございます。

①です。整備経過をまとめたものとなります。資料番号の1ページでございます。

平成30年12月21日に下稲吉2273の16の用地につきまして、取得するための不動産鑑定が実施されました。公簿面積が7,159平方メートルに対し平方メートル単価6,780円、総額4854万円の不動産鑑定評価が提出されましたものです。

続いて3ページでございます。

資料番号は2です。

平成31年1月24日に市公有財産取得価格等評価委員会の報告書で、先ほどの鑑定内容につきまして取得の価格の決定がなされました。市長にこのことを報告いたしております。また、続いて資料番号の3でございますが、添付はしてございませんが、先ほど市長に報告した金額によりまして令和元年7月31日に土地の売買の仮契約書が締結されまして、4ページからの資料番号4、令和元年市議会第3回定例会に土地取得に対する議案が上程され、7ページでございます。7ページのとおり原案のとおり可決され本契約となったものでございます。

続いて8ページですが、資料番号の6でございます。

追加の土地購入についての資料でございます。

8ページをお願いします。

土地の追加購入についての資料でございます。

面積、価格等は記載された収用の証明書でございます。下稲吉2273の36及び27の2筆についてでございます。どちらの面積も1,505平方メートルで価格が1020万3900円となります。買取りの単価につきましては、さきに購入した土地と同額の6,780円で購入したものでございます。

続いて10ページ、基本設計、実施設計の業務委託の契約書でございます。

令和2年8月7日に須藤隆建築設計事務所と締結をしたものでございます。

次に、11ページが令和3年4月13日開催の文教厚生委員会の資料でございます。

整備の概要及び建設のスケジュールについて説明をしたものでございます。

続いて15ページが令和3年5月25日開催の市議会全員協議会の資料で文教厚生委員会と同様の説明をしたものでございます。

続いて19ページでございます。

令和4年5月24日開催の文教厚生委員会の資料でございます。

説明内容は整備の概要、建設のスケジュールと参考といたしまして、事業費について令和4年、5年の年度別に説明するとともに補助の交付申請総額を説明してございます。

なお、補助申請の総額は1億1346万2000円となっております。

次に、26ページでございます。

5月24日の文教厚生委員会で指摘がありました事項につきまして、SDGsに関する取組、太陽光発電施設の整備の概要、情報ネットワーク環境整備、空調設備の整備等について追加の説明を行ったものでございます。

続いて資料の12は資料がございませんが、令和4年6月23日に屋内運動場新築工事に係る3件の入札が行われ業者が決定したものです。

続いて28ページでございます。

建設工事の請負の仮契約書でございます。最初の共同企業体と令和4年6月30日に締結をしてございます。

続いて29ページからが令和4年市議会第1回臨時会の議案書でございます。

工事費1億5000万円以上の請負工事契約に対する議会の議決をいただくものでございます。内容的には原案のとおり可決をされております。

31ページ、工事の請負の本契約についてを令和4年8月9日に通知してございます。

次に、32ページでございます。

建設コンサルタント業務委託契約書の写しでございます。基本実施設計を行いました須藤隆建築設計事務所と随意契約により令和4年8月9日に締結したものでございます。

続いて34、35ページです。

屋内運動場新築工事の第1回目の工程会議の資料でございます。市の担当者、下稲吉中学校の先生、工事の管理者、建築、電気設備等の担当者が出席し、工事に係る工程調整を行いました。この後令和5年の12月まで約60回にわたり毎週水曜日を基本といたしまして定例開催をしているものでございます。

次に、35ページでございます。

地盤改良工事の施工の内容でございます。改良厚が1メートル、改良面積が計画で3,244平方メートル、実施で3,250平方メートル、改良体積が計画3,244立方メートルに対しまして実施が3,250立方メートルとなっております。固化剤としてセメント系の添加剤を1立方メートル当たり120キロ、スタビライザー攪拌機を使いまして土壌に混ぜ込んだものでございます。

続いて36ページでございます。

令和5年8月24日開催の文教厚生委員会の資料となります。工事の進捗状況、今後のスケジュール、工事の変更内容を説明してございます。

39ページが令和5年8月29日開催の全員協議会の資料で、文教厚生委員会と同様の説明となっているものでございます。

続いて42ページ、9月9日に指示書で指定した屋内運動場西側にテニスコートを3面整備することの指示書でございます。

次の43ページがその決裁文書となっております。

なお、指示日は令和5年10月16日でございます。

続いて44ページが先ほどの指示内容を含む第1回の建設工事の変更請負の仮契約書でございます。変更額は税込みで4562万8000円で締結日が令和5年の11月1日となっております。

続いて45ページ、令和5年11月6日開催の文教厚生委員会の資料となります。工事の進捗状況、今後

のスケジュール、工事の変更内容について説明をしております。

なお、建設工事の変更見込額4563万9000円となっておりますが、これは設計の金額となっておりますのでございます。

次に、52ページ、市の方針転換によりましてテニスコート整備を取りやめたことによりまして仮契約の解除通知でございます。解除の理由は、変更内容が大幅に見直しが必要となったためとしてございます。

53ページがその指示書でございます。

54ページがその決裁文書となっております。

続いて55ページ、令和5年11月21日開催、文教厚生委員会の資料で、工事の進捗状況、工事の期間の変更、工事の変更内容、今後のスケジュール等を説明しております。

60ページが同日開催いたしました全員協議会の資料となっております。説明の内容は文教厚生委員会と同様でございます。

最後に65ページでございます。

令和5年12月12日開催の全員協議会の資料となっております。工事の進捗状況、工事の期間について変更内容等に照査の期間が必要とした判断から、工期を1か月ほど延ばしまして令和6年1月31日とする旨の説明をした内容となっております。

続けて資料の2について説明をさせていただきます。

資料の②でございます。

産業廃棄物数量変更の経過についてでございます。

初めに令和5年9月20日に工事請負業者から工事管理者の下へ2ページにありますようなメールで、産業廃棄物の処分数量の報告をいたしました。コンクリートがらの総量が382.5立方メートル、樹木の処分が32.2トン増え当初設計と合わせると44.2トンとなる報告となっております。この資料を基に工事管理者が設計変更を行いまして積算して令和5年11月1日、先ほどの変更仮契約が締結されることとなったものでございます。その後請負業者のほうで竣工書類の作成に着手しましてマニフェスト等の数値を再集計したところ、マニフェストの数量がトンから設計の数量でございます立方メートルに変換する際に算定係数の間違いに気づいたものでございます。

その間違いについては3ページでございます。

表の3列目でございます。数量、トンの小計のところでございます。①が202.07トン、小計の②が159.19トン、4ページです。小計の③のところ71.74トン、こちらの合計が欄外に記載してあります433トンとなったものでございます。

これらの数量設計に必要な算定係数でございますが、3ページ、右上のところでございます。01コンがらと書いてありますが、こちらが本来であれば1.48で本来は除すべきところではございましたが、誤って06金属くずの1.13で除してしまっただけのために382.56立方メートルとなってしまいました。これに気づき改めて正しい算定係数で計算をし直しまして、その下、292.4立方メートルとした内容となっております。

また、樹木処分につきましては5ページです。表の左側でございます。同じ3列目が数量をトンで表してございます。小計アのところでございます。29.2トン、小計イのところ下の段でございます。ここが3.12トン、合計32.22トンであったことから、丸めまして32.2トンとして本来であれば増加報告であれば当初設計、これは12トンあったものですから、それを差し引いた20.2トンと報告すべきところでしたが、その数量を増加分として報告をしてしまったということでございます。

その後再集計でございますが、5ページの右側の表になります。2点の集計漏れ、赤で囲ったところと1点の入力ミスが判明をいたしました。このことで結果欄外の集計欄の2段目のほうでございます。2行目、トータルが41.25トンとなっておりますが、最終報告では変更後に判明したものでございますので、今回の最終的な変更契約には含まれず、5.68トンから3.12トンを差し引いた2.58トンを減額したトータル38.67トンとして最終的な数量として現在の変更の数量となっております確定がしてございます。

続いて資料の③でございます。

今回の設計変更に係る箇所の一覧となります。

主なものとしたしましては①の屋内運動場の中で3番、地業工事の中で支持杭打設のための杭打機が安定しないということでの同じく地盤の改良、こちらの追加及び13番、屋根及びといの工事で省エネ法の再検討をした結果、断熱材が不要となったということでの削減、これはまた②の柔剣道場の11番にもございますが、同じ断熱材の削減がございまして。また、20番の内外装工事では移動観覧席下の床補強が不要になったということでのその資材の削減、④の附帯設備工事の中では5番でございます。その他の工事で防災井戸、砂場の移設等の附帯工事の追加による増額、⑤の外構工事では1番の舗装工事でのアスファルト舗装をテニスコート整備後に行うとしたための減額となったもの、2番の排水工事では排水改善のための雨どいの接続部に小径のますを設置するという追加の設置費用、3の意匠工事では外周フェンスの高さにつきまして、多目的グラウンドとして使用するということで、その高さを1.5から3メートルに変えたという内容でございます。また、⑥の解体撤去工事の1の直接仮設工事では発生材や埋設物の発生によりまして、その処分、運搬等が166立方メートル増加したということになってございます。また、6番の既存汚水処理施設撤去工事では、撤去面積の減少によりましてその削減、12番の伐採根工事では、伐採、伐根する樹木の増加によりましての増額ということがございます。

トータルしまして、直接工事費の合計では240万円余りが増額という内容での変更となっております。説明は以上でございます。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして何かございませんか。

挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井健一委員

工事内容で今削減が行われたところの省エネ法で断熱材を削減したりですとか、床材の補強が必要なくなったとかということで、耐用年数ですとか、それに関わる部材なんかも一緒に変更があるのでしょうか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

断熱材の削減については、特別部材の変更等ではなくて断熱材が必要として設計していたんですが、屋根材である程度断熱効果が持てるということで今回の工事から外したものの、また床の補強に関しましては移動観覧席というのを今回の体育館に設置します。その関係で当初はある程度重みがあるものですから床に補強が必要だという判断だったんですが、実際にはそこまでの重量はなくて耐えられるということで今回の工事から削減したというものでございます。

○櫻井健一委員

ちょっと1つずつ聞きたいんですけど、断熱材が必要ないということなんですけれども、それに伴って冷暖房の利きが悪くてその分電気代が余計にかかってしまうようなことはないのでしょうか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

現在の省エネ基準といえますか、法律の基準にのっとった数値は確保できているので、極端な電力が増えるということは考えにくいと思います。

○櫻井健一委員

今の基準は満たしてありますけれども、入れた場合と入れなかった場合の数値的な違いみたいなものというのは見ることでできないんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

入れた場合、入れない場合、そこまでの確認というのはしてないわけで、結局過剰に整備ができないわけで、必要のあるものが今回の当然補助対象の事業でございますので、該当になってくるということで、基準を満たしているのであればそこまでの整備ということで考えて整備をしてございます。

○櫻井健一委員

補助を受けるためにはそこまでの基準は果たしているのということで、省エネのさらなる効果までは求めなかったということだと思んですけど、そういう解釈でよろしいですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

そのような解釈で必要最低限度の整備となっているものでございます。

○櫻井健一委員

あともう一点、床材の補強が要らなくなったことによって、その上に張る板の強度を入れるとか、その部材を変えるとかということも必要もなかったということなんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

特段部材の変更というのはしないまま補強をしていないというような削減という形になってございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○矢口龍人委員

この決議案なんですけど、目的の中に総合計画への位置づけ、これは17億円もの事業が突然現れているんですけど、ここのところはどういう認識でやっているのか、ちょっとご答弁いただけますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

今回の事業に関しては先ほど平成30年の土地購入から始まってということで。

○矢口龍人委員

その前の話だろう、この契約といたら。

○教育部長（坂本重男君）

それでは、その計画の関係につきましては平成30年の9月の定例会で一般質問の中で総合計画での位置づけというような関係のご質問がございました。その際、市長公室長、当時の答弁でございますが、総合計画の基本構想の中には教育施設の充実という点も位置づけられているというようなことをご説明させていただいた経過がございます。

そのほかについては、各年度の所信表明などにおいて市長の所信表明の中で整備を進めるというような説明をさせていただいた経過がございます。

以上です。

○矢口龍人委員

何でそういうことを言うかということ、今の古い体育館、耐震補強を平成27年に実施しているわけですよ。これは補助金をもらって億の金をかけてやったんですけど、だから総合計画にでも何にでもきち

っと位置づけられていれば第2体育館なんて造る必要がないんですよ。違いますか。何で中学校に2つ体育館があるんですか、そこを説明してもらえますか。

それに例えば各種補助金にしても国・県の補助金にしても、きちっとした説明を議会でしてないんですよ。しましたか、そういう議事録があるんですか、出してください。

○教育部長（坂本重男君）

体育館2つ整備をさせていただいた点につきましては、先般9月の定例会での一般質問でもご質問がございました。こちらにつきましては、ご指摘のように補助金については国費の対象部分となる面積が少ないような状況でございまして、本来の歳入よりは少なくなるような状況であるというような説明をさせていただいております。

また、体育館の2つ必要かというような点につきましては、他の中学校の体育館等と生徒数の割合と比較しまして、下稲吉中学校の施設についてはこれまで狭隘であったというようなことで2つの施設にはなりますが、教育現場の施設の改善というような観点から整備をさせていただくというようなことで考えております。

あともう一点、補助金の議会での説明につきましては、私もこれまでの経過確認させていただきましたが、先ほどの説明資料の中では令和4年5月24日の文教厚生委員会の資料、今資料を上げさせていただきますので、19ページ、令和4年5月24日の文教厚生委員会での説明資料でございまして、こちらでは資料の中で1点目で整備概要ということで建築工事、電気設備工事、機械設備工事の概算事業費を15億1206万円の概算事業費に対しまして、下の参考資料の一番下の補助金等について交付申請総額の説明をさせていただいております。この額については、当時この際の補助申請額としては公立学校設備国庫負担金、学校施設環境改善交付金、合わせて1億1346万2000円というような説明でございました。

この際の説明においては、屋内運動場が基準面積に現在の面積で不足する部分について補助対象となるというような説明はいたしてございますが、そのほか各年度の予算審議の中において歳入の説明の際においては各年度の補助金額を説明した際には国庫補助金の対象は2分の1というような説明でございまして、その際の歳出の額と比較すると何%というのは分かるのですが、説明の段階では基準面積が不足しているというようなことや、あとは補助対象基準額というような制約もございまして、そういったものが低額であるというような説明まではしてございませんでしたので、ご指摘のように説明が不足であったかと考えております。

以上です。

○矢口龍人委員

相当足りないよね、説明ね。本当にこれだけの事業をやるのに今おっしゃったように、例えば子どもの人数が多いから今の体育館では足りないんだというような、これは分かりますよ。ですけど、きちっとした計画にのってやっているのであれば、平成27年の耐震補強なんかやらなくてもよかったわけですよ。その時点であと3年後に大きい体育館建ててやるから我慢してくれよと、そういうふうな話をするのが本来の姿でしょうよ。全くこれは天から降ってきたような話じゃないですか、私はそれが言いたいんですよ。何でそんな無駄なことやるんですかと、補助金も出ない。体育館1つ増えた。前も一般質問でやりましたけど、ランニングコストが大変でしょう。今の第1体育館はこれから何年までもたせるつもりでいるんですか、計画では。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

現在の既存の体育館のほうでございまして、特段期限というのは現在のところ設けてございません。

○矢口龍人委員

ですから、ずっと2つの体育館で運営していくということになるわけですね。だから、それに対するランニングコストも大変だし、電気料もたくさんかかるし、そういうことはほとんど考えてないんですか、学校を運営していく中で、だからすごく無駄なことが多いなど、確かに2つある。3つある。たくさんあればそれはいいですよ。でも、経済的なことを考えてくれればこんな無駄なことないですよ。

それで、先ほどの補助金の件ですけれども、私は議事録をずっと見たんだけど、先ほど部長がおっしゃったように2分の1ですと、50%ですというのはありますよ。だけど、具体的に例えばこの学校が17億円かかりますよと、そのうちの8000万円だという話はしていませんよね。どうですか。

○教育部長（坂本重男君）

私もこれまでの議会の会議録等確認させていただきました。

先ほどご説明した令和4年の5月の文教委員会では、総事業費に対して補助額を記載して説明をさせていただいておりますが、その前の令和3年4月と5月の文教厚生委員会と全員協議会においては補助額については触れておらないような状況でございました。その際から総額を説明すべきだったというようには認識しております。

以上です。

○矢口龍人委員

資料3のところでは追加工事の地盤改良工事なんですけれども、なぜこういう追加工事として地盤改良工事などというものが出てきたのか、具体的に説明していただけますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、添付の資料でございます11月21日付の文教厚生委員会の資料に基づき説明させていただきます。

それでは、説明させていただきます。

改良工事につきましては、設計段階では地質調査資料に基づき既設コンクリート杭の施工管理のコンクリートパイルの建設技術協会、2013年5月の資料で検討を行ったものです。現在現地でボーリング調査を実施し、地質調査報告書を基に杭打機の総重量が109トンで支持するか、地表から1メートルを掘削した部分の地耐力を採用いたしましたして、鉄板2枚敷きということで判断で設計をしたものです。

杭の施工時には杭打機の転倒防止の危険回避の必要があることから、施工者と独自に杭打機の安全性の再検討を行ったものです。

施工準備といたしまして、杭打機の移動をする地盤の強度を確認、2番として必要な場合には地盤改良の処理を検討する。3番として安全環境対策として杭打機の転倒防止対策として地盤の支持力の水平度の確保などを検討いたしましたして、今回の形、杭打機における安全性確保のため、現地に土のサンプリングを実施いたしましたして、地盤改良に必要なセメントの量でございますが、その検討をいたしました。

杭打機の重量で安全に作業するための強度といたしましては150キロニュートンが必要との判断から、その強度を保つために換算されました数値に適応するように、セメント剤の先ほどご説明しましたが、攪拌機により1メートルの掘削を行って混ぜ込んで、その強度を保てるようにしたという内容となっております。

○矢口龍人委員

設計当時は要するに安定しているということで、地盤改良の必要はないということで設計してあるわけですね。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

設計当初は中央から1メートルの地耐力、ボーリング調査の数値を採用いたしましたして、鉄板敷きで対

応できるという判断をしていたようです。

○矢口龍人委員

要するに業者さんがこれじゃできないよという申出があって、そうですか変更しましょうかということになったんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

事業者から相談があり、工事の管理者とともに必要性を認識し、その施工を承認したという形になっていると思います。

○矢口龍人委員

ほかにやりようがなかったんですか、これなんか見るともう1社だけに決めてやっているようなんですけど、競争も何もないわけですよ。1200万円なんていう大きな仮設費を要するに1社で独占しているようなものだと思うんですよ。この辺のところはもう少し教育委員会の中で協議したりしなかったんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

教育委員会の中で実際に細かな協議というのはなされてなかったものです。現場で工事の管理者と監督のほうで必要性を認識して実施したという内容でございます。

○矢口龍人委員

だから、違う工法でも要するに市が望んでいることは杭を打ってもらえばいいんですよ。違いますか。どんな方法をやっても杭を打ってくればいいんですよ。それにわざわざ仮設工事です。仮設しましょう。共通仮設費があるわけですよ。共通仮設費の中でやってくれというのが設計者の意向だと思いますよ。それを業者から言われたとあって、ああ、そうですかとあって、ましてや競争も何もない状態で認めちゃうんですか、これは市民の税金ですからね。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

結果的にはその必要性に鑑みまして、工事の承認をしたという結果になると思います。

○矢口龍人委員

だから、もう少しいろいろな面で調査が必要だったんじゃないですかというの。

これを見ていると、要するに表面の1メートルぐらいが栗の木を抜いたり何なりしてボコボコの状態だから、だから地盤改良するんですよというような感じなんだけど、1メートル削ったらよかったんじゃないですか、これは根切りもやっているんでしょう。当然地盤だつて下げているわけですよ。わざわざ1メートルも地盤改良なんかやる必要は全く私はないと思うけど、どういうふうな判断しているんだが。

ほかにいろいろな工法ありますよ。だから、それを検討しないで、業者が持ってきたから、ああそうですかと、変更しましょうと、要するに機械を安定させるだけの仮設だったら幾らも方法あると思いますよ。地盤改良1メートルも150キロもぶっ込んでやるなんていたら、はっきり言ってその辺の国道辺りの路床を作っているようなものですよ。掘削のときに全部なくなっちゃうんですよ。杭なら残っているけど、仮設工事というのは何も残らないんですよ。仮設はあくまでも仮設、かすみがうら市の市民のためになっていますか。杭が足らなかったから1本増やしたというなら分かりますよ。何もそんなことに1200万円ものお金をつぎ込まないでくださいよ。テニスコートだつてできるじゃないですか、それで。

例えば議会にも説明ないでしょう。何で議会に説明しないの、こんな重要なこと。議決してその次の月にやっているんでしょう。何もやらないうちに地盤改良でしょう。一番先の工事だから分かるよ。それならそれできちつと議会に説明したらいいじゃないですか。そしたら反対しますよ、違うやり方やれ

って。

だから、設計屋さんと業者と担当者で決めたわけですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

現場のほうで協議して決まったというふうなことでございます。

○矢口龍人委員

課長は知らなかったんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

施工する当時は認識はございませんでした。

○矢口龍人委員

部長は知っていましたか。

○教育部長（坂本重男君）

報告を受けた記憶はございません。

○矢口龍人委員

ちょっと問題あるんじゃないですか。

それで、はっきり私は申し上げて言いたいのは、これは設計ミスだから、もしこれが採用したということになれば。これは設計屋の責任だからね。設計屋さんにお金を持ってもらえばいいんですよ。もし自分が設計したやつで仕事ができなかったということは、そのほかにもこれはいろいろあるけれども、追加になった分はほとんど設計屋さん持ちだよ。

例えば鉄筋がどうのとか、型枠がどうのとかと追加になっていますよね。この建物を造ってくださいとって自分で基本設計からやっていて、それで本設計やって、それでもって追加なんて起こるわけないじゃないですか、何のために自分で設計やっているんですか。私はこれは本当に不思議だと思う。

それから、もう一つ設備の中で消防関係あったでしょう。300万円か400万円、あれだって何であんなものを追加するの。あれも施工前から消防と協議して、それで図面つくって発注したんでしょう。だから、何で追加なんかが起こるのかなと不思議でしょうがないんだよね。それもちょっと説明してくれますか。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時43分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。 [午後 2時45分]

○学校教育課長（仲澤 勤君）

既存のポンプの改修につきましてでございますが、既存校舎内にあるポンプを体育館のほうまで圧送して送る関係で、実際に試験をしたところポンプが40年以上経過しているものでその圧に達していないということで改修が必要となったということの追加負担となっているものでございます。

○矢口龍人委員

それも設計屋さんは事前に調査して、それで設計するんですよ。本来違いますか、古かったから圧が足らなかったなんてそんなの言い逃れじゃないですか、最初から調査して体育館まで水を送るわけでしょう。それに対して圧が弱いようなポンプだったら最初から設計すればいいんですよ。事前協議やっているんでしょう、消防署と。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時46分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開します。 [午後 2時48分]

○学校教育課長（仲澤 勤君）

ただいまポンプが古かったという話もございますが、実際に先端部の圧に対しまして必要な距離というのがございまして、設計段階では既設のポンプで60メートルということで能力があるということで、実際現場では69メートルの必要な長さが必要となってきたことによって不足したという部分が指示書の中で記載してございます。

○矢口龍人委員

設計ミスだということでしょう。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

現段階で設計ミスかどうかというのは判断はつかないところなのでございますが、距離が変わったのか何かというのはちょっとここではお答えできない状況でございます。

○佐藤文雄委員

櫻井健一議員の質問が物すごく気になっているんですよ。断熱材が要らなくなったというのは、これ明らかに設計ミスだと思いますよね。これだけ屋内体育館の環境は全国的に問題になっているんですよ。ですから、断熱材は必要不可欠ということになっているんだよね。それを屋根材だけでオーケーだというふうになるのは、これは設計そのものが問題なんじゃないかと思うんですよ。それをまた抜くということ自体も問題ないんじゃないですか、いかがですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

先ほど櫻井委員にお答えしたのと同じでございますが、必要ないものは施工できないわけございまして、設計段階に入っていたわけなんです、現場で省エネ法の基準を再検討した結果必要ないという判断が出たことによって抜いたとしか言いようがないものでございます。

○佐藤文雄委員

答弁になっていないよ。それは言ったじゃないですか。

私が言っているのは、当初設計で断熱材を入れる。屋根材も含めて、それで断熱効果というか、いわゆる空調設備として立派にやれるという判断で設計したんじゃないかというの。それを途中でこれを抜くということ自体が問題なんじゃないかということなのよ。

何でそういうふうになんて抜くことになったのかというのが今の答えかもしれないけど、もともとは、もし櫻井健一委員が言ったように断熱材を抜いた場合と抜いてない場合の断熱効果というか、空調効果はどうなのかということは検証してないというんじゃないですか、検証しなきゃいけないじゃないですか。もうやっちゃったんですよ。大事な問題ですよ。これで後で何か暑いよということになったらどうするんですか。その責任は誰が取るんですか。

断熱材を取ってもいいという判断をして、実際には本当の断熱効果の検証をしないで取っちゃったわけでしょう。検証してないでしょう。検証は出来上がって、しばらく本当に暑いかどうかというのが後で分かっちゃうわけでしょう。何でそれを検証しないままにやったのかというのは、設計そのものもミスだったというふうに言わざるを得ないと思うんだよね。いかがですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

断熱材の必要性ということでございますが、先ほどはやらなかった理由ということで、入れた理由ということ佐藤委員は。

○佐藤文雄委員

検証してないでやっていると。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

やめたことに関しましては、当然必要以上のことはできないということで省エネ法の基準を満たすものであれば当然入れないという断熱材等の部材ごとに基準がございますので、それを満たしているのであればそれ以上に過剰には設置できないわけですよ。なので、そのために抜いたという。

○佐藤文雄委員

だから、設計ミスじゃないかというんだよ。設計ミスじゃないかよ、だったら。初にそういうふうな設計をしておいて、検証もしないで今途中でこれ間違った。これ抜いちゃおうという感じじゃないですか、これは設計ミスだ、明らかに。どこで誰がそれを言い出したんですか、コンサルというか施工管理者ですか、どこが言ったんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

施工管理者からの意見ということでございます。

○佐藤文雄委員

施工管理者というのは、この設計した業者が施工管理をやっているんじゃないか。施工管理じゃなくて設計をやっていたところが設計監理をやったんじゃないですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

工事の管理につきましては基本設計、実施設計をやった業者がやってございます。

○佐藤文雄委員

だから、自分が設計しておいて途中で要らなかったといたらミスだよ。ミスじゃないか、設計業者のミスだということは明らかじゃないですか、そう思いませんか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

設計段階でどういった考え方があったか、ちょっとここで分からないわけですが、当然設計段階で必要があったというその辺をちょっと確認しないと何とも言えないところではありますが、今回必要ないということで削除したというところがございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございせんか。

○久松公生委員

今の断熱材の話なんです、ちょっと確認が必要かと思うんですが、私の記憶というか、その中で文教厚生委員会の中で、この設計が始まって途中から国の強靱化計画で空調が設備されることになったかという話をたしか私は文教厚生委員会で報告受けた記憶があるんです。

その後、何月に開催だったかちょっと調べてないんですが、その中の説明である程度3校全部やるような感じの説明があった中で、今現在は下稲吉中学校ですと、最初は。下稲吉中学校のこの建て方ではほかの義務教育学校と霞ヶ浦中学校は断熱材は要るんですが、下稲吉中学校は構造何とかのために要らないというような何か説明を受けたような気がするんですが、その辺ちょっと確認をお願いします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

今、久松委員から言われた内容でございますが、資料を今お開きしますので、少々お待ちください。

令和4年6月13日の文教厚生委員会の中で、空調等について検討するというような内容でご説明したことかと思われま。

資料27ページです。

この中で委員会の中でも空調の設置というふうなお話がございまして、調べたという内容でございま

す。

学校施設の整備事業として補助の対象となるというようなことが当時あったわけですが、この後、ここに資料はないのですが、国からの整備促進の通知がございまして、そういったものを庁内で総合的に検証いたしまして、その必要性を認識する。さらには、和7年度までの補助の増額ということを鑑みまして、まずは中学校3校を整備しようといったのがその内容かと思われます。

その中で下稲吉中学校については鉄筋コンクリート構造によることから、ほかの鉄骨の体育館、霞ヶ浦中であつたり千代田義務教育学校の体育館よりも断熱効果が高いというような内容となっておりますというお話をした記憶がございまして。

資料はないのですが、私の記憶で委員会で説明した内容です。

○教育部長（坂本重男君）

補足で先ほど久松委員からお話があった点については、今、課長が令和4年6月の資料で説明を若干しましたが、その後内部で種々検討しまして、令和5年の1月から2月にかけての文教厚生委員会や全員協議会において中学校の体育館の空調設備の計画を進めるというような説明をさせていただいております。

その際の説明では下稲吉中学校の屋内運動場については、先ほど言いましたが、鉄筋コンクリート造りだの、あとは現在の基準にのっとった断熱材なども使用しているので、機器の整備だけで約2000万円程度というような説明と、そのほかの中学校については断熱効果がないような古い施設なものですから、断熱材の整備などを含めて整備すると4000万円とか5000万円、下稲吉中学校よりはかかるというような説明を令和5年の1月から2月あたりの議会に対しての説明というようなことでさせていただいております。

以上です。

○久松公生委員

今の説明、たしかにあった記憶です、確認ありがとうございます。

その中で、最初に設計したときは国の補助金等がなくて空調が予定されてなかったと思うんですが、それで途中から国の補助金を使ってかすみがうら市では3校の中学校にそういったことを充てるような感じの報告の下で進めている中で、それは分からないですけど、当初断熱材が入るという設計だったか、それは設計屋さんじゃないので、分からないんですが、そうだったものを空調が入ったがために必要ないので、取っちゃったというような理解でよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

断熱材については、今、久松委員が言われたような内容とちょっと違う部分はあるかと思うんですけど、最終的には必要性の中で整備することになった経緯としては補助はあったわけなんですけど、特段、国・県からの通達というか、整備促進の通知というものがあって検討した結果で、下稲吉中学校については新設であったことから、さらにその工事に含めてやることによって事業期間も無駄にならないとか、仮設費が要らないとか、そういったものがございましたので、追加させていただいたというような内容でございます。

○設楽健夫副委員長

今の話は正確な情報が必要ですから、このことは全員協議会でも今年の2月24日に報告されておりますよね。それが補助金の問題なのか、今言った設計ミスで断熱材を敷設しなかったということとの関係も含めて調査して報告してください。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、今、設楽委員から言われた内容について検証したいと思います。

○設楽健夫副委員長

12月7日の地盤改良についてという資料から丸番を打った資料が提出されていますよね。その4番、資料4、分かりますか、地盤改良についての資料1から始まって資料1、2、3、4と入っていますよね。

その中のこれはちょっと私も下稲吉中学校敷地内土砂の流出防止のための設置ということで、この事業は下稲吉中学校体育館から大きく守備範囲が広がって下稲吉中学校全域にわたっていますよね。この止水板設置についてどういう経緯で工事が行われたのか、そんな大きな金額かどうかもちょっと分かりませんが、私もこれはちょっと気になって、下水道課のほうにも話は担当者から聞いたときに了解を得ているという話は聞いていたんですが、そういうきちっとした回答は得られなかった。そういう話があったっけかなと。

何を言っているかという、こういう下稲吉中学校全域の工事にまで広がっているんですね。これはこれとして議会のほうにも提案をして、この対策はどういう対策でこの工事を実施するということが必要になってくるとは思いますけれども、担当者からも話は聞いているんですけども、その経過について説明してもらえますか。

○教育部長（坂本重男君）

副委員長のただいまの止水板の設置というようなご質問です。

こちらにつきましては、地域の雨水対策で家屋への浸水などが課題となっているというような問題がございまして、現在の上下水道課とこちらの下稲吉中学校からのグラウンドから土砂、砂とかが道路のほうへ流出するというような課題があるというような問題提起がありましたので、ちょっと年度は記憶してございませんが、教育委員会と関係課と協議をした経過がございます。

その際に今回はこの止水板というような形で整備を併せてしておりますが、この前は土砂の流出をしないようにコンクリートの電柱をここに敷設をして、流れ出ないように対応をしていたところでございますが、それを新たに今回の工事に併せて雨水対策というようなことで止水板の設置というようなことで対応するというような協議をして、今回の工事に入れさせていただいたというような経過がございます。

この資料の一番下に右側の赤枠で囲った枠でございます。こちらが資料④の右側の下に1段の設置が72.5メートル、2段の設置が54.2メートルなどと記載がしてありまして、一番下に整備費、直接工事費として、ちょっとこれが隠れてしまっていて、実際にはここが約120万円というようなことで実施をしておるというような状況でございます。

以上です。

○岡崎 勉委員長

ここで約10分間の休憩とします。 [午後 3時09分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時16分]

○学校教育課長（仲澤 勤君）

ただいまの止水板の工事のお話でございますが、本日の資料の中では⑤の中の外構工事の中の7番、既存部改修工事、最終変更額640万円余りの金額、この中に先ほど申しました120万円という金額が入っているというものでございます。資料の③の⑤でございます。外構工事の中の7番です。既存部の改修ということで既存部ということでその中に工事が入ってございます。

○設楽健夫副委員長

今説明があった7番目の既存ますのかさ上げ、集水ます設置の追加、集水ます設置0か所が1か所になる。この中に入っているということなんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

こちらの説明内容は変更内容を記載したものでございます。差額が11万円ほど上がるというような内容で、その内容の理由がこの集水ますが0から1という説明でございます。

○設楽健夫副委員長

当初設計のどこに入っているんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

既存の改修工事、630万円余りの当初設計の額の中にその金額も入っていたというものでございます。

○設楽健夫副委員長

入っていたはいいけど、分からないよ。納得してもらっても困るんだけど、これじゃ分からないよ。

これは止水板が下稲吉中学校の旧グラウンドの周りだよな。外構工事とは新体育館は図面見ても下稲吉中学校のグラウンドからの排水口のも整備したという話も聞こえてくるんだけど、その辺の今度の体育館の外構工事からこの工事はちょっと想定できないと思うんですけど。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

以前から議員さん等からもご指摘があって、水の流出というものがあつたということで、直接的にはこの体育館の工事とは関係ないんですが、今回の工事に併せてやるのが費用的にも効果的ではないかと、効率的ではないかという判断の下に工事費の中に入れたということでございます。

○設楽健夫副委員長

その決裁の今度の新体育館の枠から外れるところの工事を附帯工事か何か分かりませんが、それでやるという判断をした。それは誰の判断で誰の決裁を得てそういう工事をこの中に入れているんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

全ての工種、工事に関して一本一本決裁を受けているというような内容となつてはございませんが、総額の中でという考え方になろうかと思えます。

○設楽健夫副委員長

総額の中でといっても基本設計含めて体育館工事の敷地、建物、そういうものが決まっているわけですよ。その枠から外れる場合は、これは決裁が必要なんじゃないですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

基本的には今回の開発区域の中で行われるべき工事が事業として認められるというのが通例かと思いますが、関連して現場の学校で不具合ということもあつたものですから、併せて実施をするというような考えに至つたものでございます。

○設楽健夫副委員長

不具合があつたから、前々から大雨が降った場合に雨水が1号幹線のほうに流れる、あるいは下稲吉中学校の下まで流れると言われ続けてきましたよ。下水道課もそれに対して対応してきている。そういう中で体育館の工事があつたからついでにこの工事を頼みますよと、そういう経過ですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

全体で総合的に判断したとしか言いようがない回答になります。

○設楽健夫副委員長

全体で総合的に誰が判断したんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

工事全体の決裁といたしましては、市長が最終の決裁者となっております。

○設楽健夫副委員長

委員長、市長にこの件についてこの経過について確認をしていただきたいと思います。

○岡崎 勉委員長

それは後で確認してみます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

最初の決裁ということで、これは入札前のことでございますので、現市長ではなく前任の市長になるかと思えます。

○設楽健夫副委員長

前任の市長の決裁事項、その決裁書を見せてください。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

当初設計になりますので、完了日が令和4年2月28日完了で市長の決裁も受けてございます。

○矢口龍人委員

テニスコートの件なんですけど、何で本体工事にテニスコートが関係してくるんだか説明してください。どういう決裁の流れでそういうことになったんだか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

下稲吉中学校のテニスコートにつきましては、文教厚生委員会でも説明してまいりましたが、あと本日の文教厚生委員会の資料の中にも添付してございます。資料の⑤番でございます。

これがテニスコート整備の協議経過ということでございます。

令和4年の8月に請負工事を契約いたしまして、その後令和4年11月16日において定例会、工程会議の中で多目的グラウンドの利用方法について設計者のほうからハンドボールコートなどという提案があったわけですが、学校としてはグラウンドでハンドボールはしないということでそういった回答が当時ありました。

令和5年4月19日のまた定例会におきまして、多目的グラウンドについては利用頻度が少なく、仕上げがアスファルト舗装であることから駐車場として利用したいというのが当初出てきました。

また、6月21日の定例会においては駐車場を南側ということで体育館の南側でございます。西側がもともと駐車場の設計でございましたが、そちらを入れ替えて西側をグラウンドとして考えていたわけなんですけど、そこを利用頻度が低いので、駐車場ということで碎石駐車場と整備してはどうかというような協議が持たれました。

6月28日の定例会において教育委員会内部の協議の結果、碎石舗装で検討していく旨を報告してございます。

また、7月12日については西側の碎石とした駐車場について、学校からの意見で管理上のことでございますが、有効活用等を考えてテニスコートとして使えないかというようなことが検討されました。

失礼しました。12日は碎石としたものをアスファルトの仕上げとするということで管理上で変更するというものです。

8月15日におきまして、市長公室と庁内の協議を経まして、そちらでも借地解消ということで全庁的に進めてございます。そこで、以前から学校からありました要望なども踏まえまして、敷地を有効活用するためにテニスコートの整備の可能性について検討が持たれました。

8月23日の定例会において、西側の駐車場については下稲吉中学校で賃借しているテニスコートの契約解除が条件とはなりますが、テニスコートの整備を検討する旨の報告をしてございます。

また、8月の下旬におきまして賃借しているテニスコートの所有者の契約解除について協議を行いまして、おおむね了承が取れたということで9月6日になりますが、整備方針が最終的に決定するまではアスファルトの整備を行わないで土のまま置いておくというような指示をしてございます。

また、10月16日においてテニスコート整備を全体、この本工事の中に追加する旨の指示書を発行しております。これは市長の決裁を受けているものでございます。

また、11月1日でございますが、ここにつきましては先ほどから言っております仮契約の期日でございます。この中にはテニスコートの整備を含めた内容で変更するという内容となっております。

11月17日はテニスコートをやらないということで、影響する舗装工事も併せてやめるといようなことの指示の交付をしております。こちらも市長の決裁を受けております。同日付で変更契約の解除という運びとなっております。これが一連の流れでございます。

○矢口龍人委員

この経緯を見ても分かるんですけど、本来テニスコートはテニスコート自体でどんなふうに取り扱うかということを検討するべきであって、何かこれも内輪の人たちでちょちょ、ちょちょと決めているように思えるんですよ。これはしっかりと教育委員会でも何にでもかけて、前から私言っているように下稲吉中学校の要するにどういう学校づくりをしていくんだということ、基本的なことをきちっと決めて、そういう中でテニスコートはどうしましょうかとなるなら分かるんだけど、何で業者と一緒にあってどんどん決めちゃうの、こんなことを。

申し上げますと、私今以前から言っているように、この18億円もかけた体育館なんだから一般に開放してもらいたいんですよ。もちろん成人式もそうだし、そのほかのこともそうなんだけど、開放してもらいたい。そのためには駐車場が要るんですよ。テニスコートをあそこに作らないでくださいよ。あそこも駐車場にして、前も駐車場にして、そうすれば50台、100台の車は入ると思う。そうすればいろいろなイベントにも何も使えるんじゃないですか。これから武道館も壊すんだから、あそこへでも作ったらいいじゃないですか、テニスコートを。どうしてもう少しそういうところを総合的に考えて、何で建築工事にくっつけちゃうんですか、全く理解できない。

答弁いただけますか。

○教育部長（坂本重男君）

経過としましては、ただいまご説明したような経過でございます。

委員ご指摘のように、議会への説明なり全体的な計画などをお示しした中で本来進めるべきであったと大変その点については反省をいたしております。

経過につきましては、これまでテニスコートが現在の施設だけでは狭隘というようなことで、今賃借で3面のコートで10年程度お借りしているような状況がございます。毎日部活がある場合はそちらに生徒が移動をして活動をしているというようなことで、これまでずっと課題になっていたというような状況がございまして、先ほどの経過の説明の中でも当初多目的グラウンドというようなことで基本計画、実施設計の段階で計画をしておったところですが、種々内部等、関係機関を含めて協議をした中で、長期的に見てテニスコートに整備するのが適当でないかというような判断で、ご指摘のように拙速であったというようなことで反省はしております。

あと外部の使用などにつきましては、南側の駐車場が整備されるという点と、あと当初この屋内運動場に併せまして給食センターの整備というようなことで進めてきておった経過がございます。センター

で整備をしますと駐車場の部分が少ないような状況ではございますが、これもセンター方式から自校方式に今年先の空調の設備と併せて方針を転換させていただいて、自校方式で進めるということによって議会のほうには説明させていただいて、現在そちらの実施設計を進めているような状況でございます。

自校方式になりますと現在の武道場の部分が空いてきますので、そちらで職員駐車場などの駐車場にさせていただいて、来客時はこちらの体育館の南側と併せてそちらのちょっと離れてはしまうんですが、そういったところも活用させていただけるようなことで進めさせていただくのがよろしいかというようなことで進めさせていただいた経過でございます。

よろしくをお願いします。

○矢口龍人委員

私は反対です。やめてください、そんなやり方するのは。ろくな協議もしないで拙速ですよ、本当に。

既にご案内のとおり、あそこの西側の駐車場には3メートルもする立派なフェンスが立っていますよね。これは工事始まっちゃったんじゃないですか、あれはテニスコートのために作ったんじゃないですか、違いますか。答弁願います。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

西側のフェンスの高さにつきましては、テニスコートが決定する前の段階で多目的のグラウンドを南側から西側に移すといったそのタイミングでボール等が出ないような形で高さを変えたというものでございます。

○矢口龍人委員

また、あのフェンスはメッシュフェンスといって、今回グラウンドの側をやったネットフェンスと比べると3番目4倍もするんですよ。ご存じでしょうけれども、設計をあれしているでしょうから値段がね。何でそんな立派なフェンスを作るのか私は分からないんですよ。普通のネットフェンスで十分じゃないですか、何であんな立派なフェンスにしたんだかご説明いただけますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

今回のフェンスでございますが、裏側、北側の今、矢口委員から言われたフェンスというのが同じ高さですとメーター当たり1万200円、今回の新体育館側に設置したものが1万4100円という、設計での単価となっております。若干高めとはなっております。

○矢口龍人委員

高さが違うんじゃないですか、ネットフェンスとこっちのフェンスの高さが。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

金額について3倍とか高い金額だという話だったので、比較を説明したわけですが、実際には同じ高さであればそう差がないということで、実際この3メートルのフェンスになると支柱も太くなったりとか、当然支えが強くなりますので、金額が上がります。それは3万8800円ぐらいの単価に変わるものでございます。

○矢口龍人委員

だから、3倍になったのでしょーと言ったでしょう。そんなフェンスやるから、やる必要ないんじゃないのと、それも結局市民の負担になるんですよ。駐車場だったら何もそんな高いフェンス要らないだろうしと思いますけど。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

フェンスの話でございますが、先ほど来ご説明したグラウンドを南側から西側に移したということで、

その対策としてフェンスのかさ上げが行われたということでございます。

委員おっしゃるとおり、フェンスの種類によってはもうちょっと安いものが選択できたかどうかというのは、ちょっとここでは何ともお答えできない部分もございますが、実際には3倍になったというのは、高さということで必要性に応じて上がったという認識でございます。

○矢口龍人委員

それから、とにかくテニスコートにするのは再考してください。あそこでは私は反対します。

それと、駐車場の舗装をやらないのは何でなんですか、要するに今の新しくできた体育館が使用できないんですよ。車は入れないわけですから、だから何で本体工事に舗装が入っているのにやらなかったんですかというお尋ねです。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

そちらにつきましては11月21日、資料60ページの全員協議会の折も説明したものでございますが、一番下のところ、今後のスケジュールということでテニスコート等を省くということで工事に影響する表層のアスファルトもやらないという判断から、現在アスファルトの整備はしていないというような状況で令和5年、今年度中に設計を行い、来年度はテニスコートの整備工事及びその影響範囲でありました舗装工事を実施する旨を全員協議会で報告しているものでございます。

○矢口龍人委員

だから、それが納得いかないんですよ。仮に百歩譲ってテニスコートをやるために舗装をやらないんですよと言うんだけど、舗装できるんじゃないですか、テニスコートをやるのに舗装が壊れちゃうの。そんなことないでしょう。しっかり舗装やるんだらうから、そんなでたらめの舗装をやるんじゃないんだらうから、だから本体工事なんだものやるべきじゃないですか、どうやったら利用するんですか。5月になるか6月になるか分からないけど、それまで使えないでしょう。分からないんだ、やっていることが竣工にならないよ、そんなことを言っていたら。

○教育部長（坂本重男君）

先ほど課長から11月21日にご説明させていただいた内容を申し上げましたが、今回テニスコートの工事を残してというようなことで、舗装についてはテニスコート、今後工事をする際に舗装への影響も考慮されるというようなことで総体的に判断した中で、舗装については次期工事に併せてさせていただくというような方針とさせていただいております。

あと体育館の利用につきましては、建築物が竣工をしましたらば駐車場の利用は難しい面がございますが、生徒は渡り廊下については完了しますので、生徒の利用については建築物の竣工後に利用をさせていただくように予定はさせていただいております。

以上です。

○矢口龍人委員

前にもちょっとお尋ねしましたが、これは変更契約しましたよね。変更契約の中にテニスコートが入っているわけですがけれども、テニスコートの設計はどうなっているんですか、ご答弁願います。

○教育部長（坂本重男君）

この設計変更につきましては、管理委託業務の中で対応をするようなことで発注をしております。変更契約の中では設計図書、図面の部分については対応していただけるというような仕様で出しておりますので、あくまで工種が特別な工種以外は対応していただけるというようなことで、管理業務については変更は予定しておりませんでした。

以上です。

○矢口龍人委員

これは須藤設計さんみたいですけど、基本設計が759万6900円、本設計が1908万7310円なんですよね。トータルで2614万7000円です。それに設計監理が2090万円、通常であれば10億円の建築だと5%で5000万円というのが相場というか、私も聞いた話ですけど、そういう話です。

17億円の建築工事で4700万円なんですよ。こういう値段でやってもらって、それでテニスコートも設計一緒にやってくれるんですか、随分サービス精神のある私は会社だなというふうに評価しているんですけども、その辺のところはいかがですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

そういった内容について変更の内容はない、当初金額の中でやっていただいております。

○矢口龍人委員

ですから、今言ったように、私千代田義務教育学校の資料も求めましたよね。それは幾らになっていますか。

○教育部長（坂本重男君）

千代田義務教育学校の設計関係の委託については、下稲吉中学校は基本計画と実施設計が一緒でございましたが、千代田中学校区の統合小学校整備基本計画書については別に出してしまして、基本計画書の作成業務委託については業務委託料が394万920円です。その後の千代田中学校区統合小学校整備基本実施設計業務委託につきましては契約額が5400万円でございます。あと管理委託につきましては3168万円でございます。ただし、こちらについては変更契約を1回やっておりまして、こちらが203万5000円で、こちらの管理業務の変更につきましては、当初予定をしていなかったGIGAスクール構想に対応した電気設備の変更設計作業が新たな業務として追加になったため、変更の対応となったというような状況でございます。

○矢口龍人委員

いずれにしても設計監理で9000万円ですよ。そのぐらいが相場なのかなと感覚あるんですけど、非常に下稲吉中学校は。

基本設計も本設計も同じ業者がやっていますよね、監理も。だから、何でこんな要するに低額の実実施設計なのかなと非常に私は考えるところがあるなというふうに思っているんですけども、歩掛かりで当然予定価格を決めて落札しているのしょうから、随意契約と言いましたよね、この実施計画は。違いますか。

○教育部長（坂本重男君）

下稲吉中学校に関しましては、基本計画と実施設計を一括で発注しておりまして、こちらについては入札です。その後の管理委託については一者随契というような対応となっております。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

廃棄物の埋設物ですか、解体撤去工事の直接工事費のところ埋設物の撤去処分がありますね。ここに1から7あります。埋設物じゃないものもありますね。それから、埋設物は植栽と関連してこのような埋設物が出たというようなことなんですか、こちら辺説明してもらえますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

こちらは文教厚生委員会の資料の②の内容となるかと思えます。

実際に埋設物、名称は埋設物という名称を使っておりますが、地中から出たものだけではなくて、先

ほどの止水板の設置の前にコンクリートパイプが置いてあったといった話があったかと思いますが、その撤去やもともとのグラウンドの隅に側溝が埋まっていたと。

○佐藤文雄委員

それぞれ言えればいいんだよ。1番は何だと、2番目はこうだって、それぞれ言って。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

1番が浄化槽の裏にありましたこれは埋設物じゃなくて、放置してあったコンクリートのU字溝です。

2番目が敷地の側にあったU字溝、3番がU字溝です、埋設してあった。

○佐藤文雄委員

何で埋設してあったの。何で分かったの。何で埋設が分かったの。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

実際に土を掘り返したときに。

○佐藤文雄委員

何で土を掘り返したんだ。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

舗装工事のときに、あとフェンス等のやり替えもあったものですから、掘削作業が発生した関係で掘削をした際に出てきたと。

3番も同様のことであります。3、4、5ということで縦にずっと入っていたものです。ここが全部土の中に埋まっていたというもので、6番、7番がコンクリートパイプが止水板の前にあったので、その撤去となっていたものです。

○佐藤文雄委員

これは逆に埋設していたら、前の工事をやっていた業者が埋設していたということになるんじゃないですか、自然に埋設されているものじゃないですね、これは。前の業者が埋め殺しじゃないけど、そのまま埋めてしまったということになるんじゃないですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

ただいま埋まっていたということで、話が2、3、4、5辺りの話になるかと思うんですが、ここにつきましては既設の学校内の敷地のグラウンドのへりということで、学校の一番外側にあった側溝です。これが長年40年の間に埋まってしまって見えなくなっていたということで、設置者が学校を設置したときの時期だとは思われるんですが、そのときに埋められていたものが今回の工事の中で掘り返されて出てきたというものでございます。

○佐藤文雄委員

ここは側溝だったの。側溝をそのまま埋め殺したんですか、それは了解していたんですか、埋め殺ししていた。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

そこが埋め殺しというのではなくて、グラウンドのへりにあってグラウンドの土とかが流れ込んで長年の間に泥上げをしなかったということで、それがだんだん埋まって見えなくなっていたというのが現実だと思います。

○岡崎 勉委員長

よろしいですか、ほかにございませんか。

○設楽健夫副委員長

先ほどの止水板の話のときに前の市長の指示事項と、そういう話が出てきましたよね。これは今の市

長は代わっていますから、そういう案件については一つ一つ確認をしていって進めるようにしていってください。これは例えばあそこの下稲吉中学校の排水のほうについてもいろいろな話は進んでいます。そういう中で、前の市長の指示事項で何年前か知りませんが、その指示事項でそれを進めていった場合に現在進めていこうとしているものと整合性が取れなくなりますから、いかがですか。

○教育部長（坂本重男君）

前市長の指示事項と申しますか、先ほど説明させていただいたものは最終的にその設計に入れた責任者は誰だというようなご質問だったので、設計の出来形ができてきたときの決裁者は市長だったというようなお話をさせていただいたような状況です。

ただいまご意見いただきました市長に説明すべき点などについては、できるだけご説明させていただくように対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○櫻井健一委員

この変更箇所とか、細かくいろいろ書いてあるんですけど、既存の校舎との接続部分のドアの開閉のためのフロアヒンジですとか、現場をちょっと見ないと分からないものがたくさんあっているんですけども、一回これは現地に行って見るということは可能でしょうか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、施工業者等とちょっと話しして、入れる日時等を確認したいと思います。

よろしくお願いします。

○櫻井健一委員

工期をちょっと延長して、工事が長引かないような程度でいいんですけども、時間の調整のほうをお願いします。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

○矢口龍人委員

設計屋さんいろいろお尋ねしたいことがあるものですから、参考人として招致をいただきたいというふうに思います。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○岡崎 勉委員長

ないようですので、質疑を終わります。

以上で下稲吉中学校屋内運動場新築工事の経過説明について、執行部の質疑を本日終了いたしました。ご苦労さまでした。

これで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 4時01分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時02分]

それでは、これまでの聴取内容を基に今後の委員会の進め方につきまして委員の皆様のご意見をお伺

いしたいと思います。

まず、初めに次回の委員会で調査する内容について皆様のご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方は挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

先ほど執行部の方にもお願いしたんですけれども、現地の調査をまず行っていただきたいと思いますので、お願いできないでしょうか。

○岡崎 勉委員長

それでは、次回の調査につきまして、ただいま櫻井健一委員からの提案のとおり現地調査ということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほかございませんか。

○矢口龍人委員

決裁の部分でも何か不手際というか、きちっとした財務規定もあると思いますので、その辺のところもきちっと説明をいただきたいというふうなことで、市長公室と関係部署の説明を求めたいと思います。

それと、あと設計屋さんの参考人招致を望みます。よろしくをお願いします。

○岡崎 勉委員長

ただいまの矢口委員からの意見等を踏まえて、関係部署の聴取をしたいということで招致することでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、調査の方法について皆様のご意見をお伺いします。

ご意見のある方は挙手の上ご発言をお願いします。

○矢口龍人委員

株式会社須藤隆建築設計事務所に参考人として出頭いただいて、るるの説明をいただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○岡崎 勉委員長

ただいま件につきまして、参考人の聴取について皆様のご意見を伺います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

なお、参考人の委員会の出席を求める場合は委員会条例第29条の規定により、参考人にはその日時、場所、意見を聞こうとする案件、その他必要事項を通知する必要があることをあらかじめ申し上げます。

それでは、ご意見のある方は挙手の上ご発言をお願いします。

特別聞きたいということがあれば、後で皆さんから出していただければ、何も質問事項を知らせなくては向こうもある程度準備があるからね。

それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員の会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で本日の下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

次回の本特別委員会につきましては日程が決まりませんので、後ほどご連絡いたしたいと思えます。

詳細は各委員に追って連絡しますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時06分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査特別委員会

委員長 岡 崎 勉